

仕様書（案）

1 業務名

健康増進プロモーション業務

2 業務目的

岡山市の健康寿命は、男性 71.6 歳、女性 73.4 歳であり、不健康な期間が全国より長く、健康寿命延伸のためには、「運動」、「栄養・食生活」、「社会参加」に取り組むことが重要であることが分かっており、これからの超高齢化社会において、この健康寿命の延伸、そして医療費適正化、介護給付費抑制が喫緊の課題となっている。

そのため、岡山市では平成 26 年度から平成 30 年度まで、歩くことを中心とした「運動」にインセンティブとなるポイントを付与することにより、参加者の歩数の増加や健康状態の改善を目指す健康ポイント事業（健幸ポイントプロジェクト※）を実施している。

今後は「運動」だけでなく、「栄養・食生活」や「社会参加」に総合的に取り組み、市民全体が健康になる「健康なまちづくり」を進め、さらに、健康を通じてヘルスケア産業の活性化をはかり、健康寿命の延伸、医療費適正化、さらには、地域経済活性化を目指していく新しい仕組みの健康ポイント事業（以下、「新健康ポイント事業（仮称）」という。）の実施を予定している。

健康増進プロモーション業務（以下、「本委託」という。）は、健康づくりに無関心な層を含め、全ての市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる「健康なまちづくり」を進めていく第一歩として、健康づくりの機運の醸成を行い、それをもって、平成 31 年 1 月から募集開始予定の新健康ポイント事業（仮称）の参加者（15,000 人）確保につなげるものである。

※健幸ポイントプロジェクト

http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenkanri/hokenkanri_t00023.html

3 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）

4 新健康ポイント事業（仮称）の概要（予定）

目的：歩くことだけでなく、民間サービスを活用した、「運動」、「栄養・食生活」、「社会参加」に関するメニューを提供し、参加者は定期的に、これらの取り組みに参加することにより、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図り、健康状態の改善と医療費適正化を目指す。（市は運動習慣の定着や健康状態の改善状況に応じて民間事業者に成果報酬の支払いを行う）

定員：15,000 人

・35 歳以上の岡山市民及び在勤者（メインターゲット 35～65 歳）

- ・個人単位で参加する「個人枠」、企業単位で参加する「法人枠」

募 集：平成 31 年 1 月開始

事業期間：平成 31～33 年度（3 ヶ年計画）

事業内容：民間のフィットネス事業者やスーパーや飲食店等が、健康づくりに効果的なサービスを構築し、参加者は、これらのサービスを利用するによって、インセンティブとなるポイントを貯める。

(例) 新健康ポイント事業（仮称）参加者が、民間フィットネスで実施するプログラム（有料）に参加すると、ポイントがつく。

5 委託業務の内容

(1) コンセプト作成

業務目的を真に理解し、健康づくりの機運が醸成され、新健康ポイント事業（仮称）の参加者確保につながるようなプロモーション全体のコンセプトを作成すること。

(2) 実施計画作成

業務目的を達成するために、最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施計画を作成すること。作成にあたっては、実施時期、ターゲット、手法などをわかりやすく記載すること。

(3) 健康づくりの機運を高めるための広報

新健康ポイント事業（仮称）の参加募集（平成 31 年 1 月予定）に向けて岡山市民等（主にメインターゲット 35～65 歳）の健康づくりに関する機運を高めるための効果的な広報を実施すること。

- ① コンセプトに沿った啓発資材作成・活用した広報（チラシに偏らないこと）。
- ② 効果的な各種メディア利用した広報。

(4) 新健康ポイント事業（仮称）参加者確保につなげる体験会・イベント等の実施

健康づくりの機運の醸成を行い、新健康ポイント事業（仮称）の参加者確保につながるような体験会・イベント等を実施すること。

① 体験会等の実施

岡山市内のフィットネスや飲食店等、複数の民間企業と連携し、運動や健康的な食事を提供する場を設け、それらの楽しさ、美味しさや必要性が伝わるような体験会等を実施すること（平成 30 年 7 月～平成 31 年 2 月 4 回以上）。

また、新健康ポイント事業（仮称）募集開始時（平成 31 年 1 月予定）には当該体験会等参加者へ情報を送り、本人のみならず家族・友人・知人等へ情報が広がり、多くの人が新健康ポイント事業（仮称）に参加するような工夫を行うこと。

例) フィットネスで身体状況を測定した上で運動プログラムの体験を行う。健康的な食事を食べてもらい、その調理のコツを伝える。

② イベントの実施

業務目的を達成するために効果的なイベントを実施すること（平成30年7～12月1回以上、平成31年1～2月1回以上）。

また、イベント参加者本人のみならず家族・友人・知人等へ情報が広がり、多くの人が新健康ポイント事業（仮称）に参加するような工夫を行うこと。

③ アンケート調査の実施

健康づくりへの意識の変化等を確認するため体験会・イベント等でアンケート調査を行うこと。

(5) インフルエンサーを活用した情報拡散

ターゲット（年代・性別・健康への関心度別等）を絞って、そのターゲットごとに影響を与えるインフルエンサーを活用し、口コミ等により本業務及び新健康ポイント事業（仮称）の情報を広く拡散させ、参加者確保につなげること。

<ターゲットとインフルエンサーの例>

ターゲット	インフルエンサー
健康関心層	健康に関する講演・講座等の講師として発信力をもつ人（医師・福祉分野従事者やインストラクター等）
中高年層	地域での発信力ある人（各地域団体役員等）
青壮年層	SNS上で発信力のある人（InstagramやFacebook等のフォロワーが多い人）

(6) その他

- ① 新健康ポイント事業（仮称）の参加者募集に係る経費（申込書作成、受付等の事務局業務）については、本業務に含まない。
- ② 新健康ポイント事業（仮称）は地方創生交付金の交付決定（10月頃）まで本業務のコンテンツとして使用できない。

6 定例会議

契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議を行うための業務開始時会議を開催すること。また、本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、本業務の報告をするとともに、監督員と協議の上、本業務の進捗管理を行うこととする。受託者は、会議終了後、速やかに議事録を作成・提出すること。

なお、緊急を要する事項が発生した場合又は監督員が必要と判断した場合は、以下の会議以外にも随時会議を開催する。

① 業務開始時会議：1回

② 定例会議：月2回程度

・日時：本業務の契約締結後に委託者と受託者の協議により決定

- ・ 場所：委託者が指定する場所（原則、岡山市役所の庁舎内会議室）

7 成果品（委託業務報告書）

(1) 内容

- ・ 本業務で実施したアンケート調査等に基づき、実績、効果、検証を盛り込むこと。
- ・ メディア露出した記事、映像については、報告書に記載するとともに、電子資料で提出すること。

(2) 提出方法

① 冊子 8 部

- ・ 報告書の冊子は日本工業規格A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

② 報告書及びメディア記事・映像の電子データを記録したCD-R 1 式

- ・ 報告書の電子データは、MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。
- ・ 電子媒体によるデータ納品については、すべてウィルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(3) 提出期限

平成 31 年 3 月 29 日（金）

8 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

9 プロジェクト管理

- (1) 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- (2) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、岡山市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 秘密の保持
 - ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
 - ② 受託者は、業務の遂行にあたり岡山市個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
 - ③ 受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、岡山市個人情報保護条例に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。
- (3) 知的財産権等
 - ① 受託者は、業務の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
 - ② 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
 - ③ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - ④ 業務の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に

帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。
- (8) 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。